

公 示 送 達 書

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2及び浦添市市税条例第18条の規定により公示送達をする。

当該書類は、市長が国民健康保険課徴収係において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月30日

沖縄県浦添市長 松本 哲治



送 達 す べ き 書 類 の 名 称 令和 8 年度後期高齢者医療保険料督促状

送 達 を 受 け る べ き 者 の 氏 名 又 は 名 称	通 知 書 番 号	期 別
白川 明美	116750	1 期
浦崎 幸子	120995	1 期
比嘉 初子	122998	1 期